# サウジアラビア王国

# 特許・意匠規則

特許,集積回路の回路配置,植物品種及び工業意匠に関する法律の施行規則

# 目次

第25条 第26条

第1章	総則
第1条	
第2条	
第3条	
第4条	
第5条	
第6条	
第7条	
*** -*-	
第2章	出願に係る条件
第8条	
Atha a Atha	#t ⇒tr (
<b>第1節</b> 第9条	特許出願に係る条件
第10条	
第10条 第11条	
第12条	
第13条	
第14条	
第15条	
第16条	
第17条	
>14 = 1 >14	
第2節	集積回路の配置設計証書出願に係る条件及び規定
第18条	
第19条	
第3節	植物特許出願に係る条件及び規定
第20条	
第21条	
第22条	
第23条	
第24条	

# 第4節 工業意匠証書出願に係る条件及び規定 第27条 第28条

第29条

# 第3章 優先権及び開示の規定

第30条

第31条

第32条

第33条

# 第4章 保護出願の補正及び取下の規定

第34条

第35条

# 第5章 方式審査及び実体審査の規定

第36条

第37条

第38条

第39条

第40条

第41条

第42条

第43条

第44条

第45条

# 第6章 付与, 拒絶及び無効の規則

第46条

第47条

第48条

# 第7章 特許出願手続の再開及び期限延長の規定

第49条

第50条

#### 第8章 侵害及び利用の規定

第51条

第52条

# 第9章 国家安全保障の関連出願

第53条

# 第10章 委員会に関する規定

第54条

第55条

第56条

第57条

20120

第58条

第59条

第60条

# 第11章 特許協力条約 (PCT) に基づいて提出された出願に関する規定

第61条

第62条

第63条

第64条

第65条

# 第12章 最終規定

第66条

第67条

本規則が規定する手数料表

#### 第1章 総則

#### 第1条

次の用語及び句は、文脈上他を意味しない限り、本規則において用いられる場合はいつでも、次に示された意味を有する。

庁:サウジアラビア知的所有権庁

法:特許,集積回路の回路配置,植物品種及び工業意匠に関する法律

規則:特許,集積回路の回路配置,植物品種及び工業意匠に関する法律の施行規則

保護対象:発明、集積回路の回路配置、植物品種又は工業意匠の何れか

委員会:法第35条に規定する委員会

パリ同盟:工業所有権の保護に関するパリ条約第1条に基づいて設立された同盟であり,条約の締約国で構成される。

国際出願: PCTの規定に基づいて行われ(寄託され),かつ,本規則第11章の規定に従う特許出願。

国内段階:保護のためのサウジアラビア王国の指定及びPCTの規定に従った当該出願の受理に基づく、国際出願の国内出願への変更。

#### 第2条

庁は、法及び規則の規定を実施するものとし、特に次のことを行う。

- 1. 保護出願を受理し、これを処理し、また保護証書を作成すること
- 2. その職務を行うために必要な様式の発行及び改正を提案すること
- 3. 保護証書の付与決定を発行し、かつ、保護証書に関する情報を公告すること
- 4. 保護出願及び証書を処理する際に情報技術及び国内外のデータベースを利用すること
- 5. 法及び規則の規定に必要な改正を提案すること
- 6. 庁に対して顧客を代理する代理人及び弁護士に免許を与えるための規則を提案すること

#### 第3条

- (1) 庁との通信は、サウジアラビア知的所有権庁のサウジ特許局局長に対し、同庁が定める郵便宛先にあてて又は他の適当な方法により行う。
- (2) 庁との通信は、庁が認める方法で書面により行う。出願人又は代理人自らの出頭は不要である。
- (3) 保護出願又は保護証書に関連する庁との通信は、当該出願番号又は当該証書の参照番号を含めるものとする。庁は、この条件に適合しない通信を処理する義務を負わない。
- (4) 保護証書及び関連する書類又は通信の付与の申請は、電子的に又は当局が受け入れることができるその他の手段を通じて庁に送付される。
- (5) 保護出願及び保護証書に関する通知及び通信は、庁により電子的に又は手渡し若しくは書留郵便で送達される。庁からのすべての通信は、庁に記録された宛先の出願人又は代理人に送付される。上記の方法で送達された通知は、法的効力を有する。

(6) 通知の送付日は、与えられた法定期間に含まれない。週末又は王国の公休日に満了する期間は、これらの休日の次の最初の就業日まで延長される。

#### 第4条

- (1) 庁は、保護出願及び保護証書に係る記録を保持し、保護出願及び保護証書の書誌事項並びにこれらの補正を記録する。
- (2) 公開された保護出願は、公衆の閲覧に供する。
- (3) 前項に規定する願書の写しは、手数料を納付した上、入手することができる。
- (4) 公開されない保護出願は、秘密を保たれる。
- (5) 庁は、出願の原本又はその写しを、出願の取下、失効若しくは拒絶又は保護証書の権利の失効若しくはその期間の満了日から5年間保管する。

#### 第5条

- (1) 法及び規則に定める手数料は、SADAD支払システム又は庁が決定するその他の納付方法を通じて納付する。
- (2) 庁は、請求があり、かつ、確認されたとき、誤って納付された金額又は手数料を超過して納付された金額を返還する。

# 第6条

- (1) 庁は、法により公開を義務付けられているすべての事項を記載するアラビア語による定期公報を発行する。この公報には、補正、通知及びニュースを含む、保護及び関連法令に関する事項を含めることができる。必要な場合は、一部の情報の英語への翻訳文を含めることができる。
- (2) 公報は、ヒジュラ暦及びグレゴリー暦による日付を付して、連続番号で発行するものとし、また、庁は、これをインターネットで電子的に利用可能なものにし、かつ、多くの部数を保管する。
- (3) 庁は、次のものを紙面により又は電子形態で公開することができる。
  - (a) 出願時明細書を含む特許出願及び植物特許出願並びに調査及び審査報告
  - (b) 明細書を含む保護証書
  - (c) 委員会が発出した最終決定
- (4) 庁は、他人及び他の特許庁と当該刊行物及び声明を交換することができる。

#### 第7条

公報には次のものを記載する。

- 1. 特許出願及び植物特許出願の第1頁
- 2. 付与された保護証書の第1頁
- 3. 補正又は所有権が変更若しくは移転した保護出願及び保護証書の一覧
- 4. 失効され、拒絶され又は取り下げられた保護出願及び保護証書の一覧
- 5. 植物特許出願に記載された植物品種の名称及び植物新品種の名称の一覧
- 6. 放棄された保護証書の一覧
- 7. 強制ライセンス、その修正、取下、移転及び放棄の決定

# 第2章 出願に係る条件

#### 第8条

1. 保護出願は、指定された電子的な様式又は庁が承認するその他の方法により提出する。願書は、アラビア語又は以前の願書の認証された英語の写しを明確に作成し、英語からの翻訳文は、3月以内に提出するものとする。この様式には、必要なすべての情報及びすべての質問に対する回答を含める。

2.

- A- 特許出願日は、出願の受領日と同一とし、少なくとも次の要件を充足すること。
  - 1. 適切な用紙に記入すること。
  - 2. 出願人の氏名,資格及び住所。
  - 3. 発明の詳細な説明。
  - 4. 出願手数料の納付
- B- 出願時に提供された以外の追加情報が発明の詳細な説明に含まれていないことを条件として、出願人は、出願日(受領日)から2月以内に本条及び規則第9条から第17条までに規定された要件を充足しなければならない。
- C- B項に含まれる要件を充足するが、発明の詳細な説明に出願時に提供された情報以外の情報が含まれている場合は、当該要件を満たした日を出願日とみなす。
- D- 出願人が所定の期間内にB項に規定された要件を充足しない場合, 出願は無効とみなされる。
- 3. 集積回路の配置設計証書の出願,植物特許出願及び意匠出願の出願日は,出願手数料の納付により,各保護対象に基づいて本条及び第18条から第29条までに定めるすべての要件を満たす保護出願を受領した日とする。
- 4. 出願人が王国外に居住する場合は、授権された王国内の代理人を選任しなければならない。

#### 第1節 特許出願に係る条件

#### 第9条

- 1. 特許出願の様式に記入すること。
- 2. 発明の明細書及び関連する添付書類を提供すること。
- 3. 発明の名称は、所定の条件に従い、かつ、発明の明細書に記載された名称と異ならないこと。
- 4. 提出される文書は、原本又は管轄する当局によって認証された写しであること。
- 5. 出願手数料を納付すること。
- 6. 出願人は、出願に関する庁の要件をすべて充足しなければならない。

#### 第10条

書式は、明瞭に記入し、かつ、発明の名称、出願人の名称、その宛先、居所及び就業場所、発明者の名称及びその宛先、(有する場合)代理人の名称及びその宛先、並びに優先権及び開示に関する情報を記載する。様式の欄には、次のように記入する。

#### 1. 発明の名称

発明の名称は、簡潔で具体的なものとし、望ましくは7語以下とする。「化学的方法」、「電子装置」、「電気機械」、「新しい特性を有する有機化合物」のような一般的な表現は、発明の名称とはみなされない。発明の名称を短くするためであっても、「-----の新しい方法」、「-----の改良」、「-----の開発」のような表現は用いてはならない。

#### 2. 出願人の名称

個人の場合は、名称は、確認書類中のものと同一でなければならない。組織及び会社の場合、その名称は、公式名称と同一でなければならない。出願人が複数ある場合、最初の出願人に関する情報をこの欄に記載し、残りの出願人に関する情報は関連する欄に記載する。庁と複数の出願人との間の通信は、代理人がいない場合、最初の出願人を通じて行う。出願人が発明者でない場合は、自己への権利移転を示す書類を添付しなければならない。

#### 3. 発明者の名称

発明者の名称は、確認書類に記載されているものと同一でなければならず、かつ、次の順とする。名、父の名、祖父の名及び姓。発明に実際に貢献した発明者が複数ある場合は、最初の発明者に関する情報をこの欄に記載し、残りの発明者に関する情報を関連する欄に記載する。

#### 4. 優先権及び開示に係る情報

発明が先に開示されていた場合は、開示の日及びその理由を示す書類を添付する。出願人がパリ同盟国の1の国民若しくは居住者又は当該国において実際に活動している工業上若しくは商業上の会社を所有しており、かつ、同盟国の1に先に提出された出願の優先権を主張することを希望する場合は、当該優先権主張に関する情報(国、出願番号及び出願日)並びに(有する場合)特許番号及び登録日を記載する。先の出願の認証謄本及びその翻訳文を出願日から3月以内に提出する。本項は、王国が締約国である他の関連する国際条約に影響を及ぼすものではない。

#### 5. 添付書類

添付書類(明細書及びその他の添付書類)を列挙し、頁番号を数字及び文字で記載する。 優先権主張の場合は、この点に関する添付書類に言及するものとする。

#### 6. 代理人の名称

代理人の名称記載するものとする。出願人が王国に所在する場合、代理人は、権限を有する当局が発給し庁が受理可能な委任状を有していなければならない。出願人が王国外に所在する場合、権限を有する当局により承認され、かつ、王国の在外公館により認証された委任状を有することが必要である。代理人は、王国において当該業務を営むための免許を受けている証拠を添付するものとする。

#### 7. 宣言

この宣言において、出願人又は代理人は、上記のすべての情報が真実であることを保証するものとし、誤った情報を提供した場合のすべての結果について責任を負うものとする。

#### 第11条

明細書には,次の内容を含まなければならない。

- 1.「要約」,「詳細な説明」,「クレーム」及び「図面」。
- 2. 各種類の内容の冒頭は、発明者の氏名とする。
- 3. 要約,詳細な説明及びクレームには、ラテン文字による名称、記号、式、数式、化学式、科学用語などを含めることができる。何れにも図面を含めてはならない。表がある場合は、明細書の詳細な説明に含めなければならない。
- 4. 測定値はメートル法により、温度は摂氏による。他の単位は、括弧を付して後に記載することができる。
- 5. 発明の全面的かつ明確な理解に必要な場合,図面及び説明図を添付する。
- 6. 明細書には、イスラム法若しくは公衆道徳に反する陳述又は図面を含めてはならない。
- 7. 明細書には、製品又は製造方法の宣伝、他の製品又は製造方法を貶める記載、発明の理解に不適切又は必要としない単語及び文章を含めてはならない。なお、従来の産業技術との比較は、かかる技術を貶めることにはならない。

#### 第12条

- 1. 科学用語を最初に用いる場合、アラビア語の同義語を添えて原語により示す。その 後は、アラビア語の名称のみを示す。ただし、用語を双方の言語により繰り返され るクレームは除く。
- 2. 外国語による省略名称を使用する場合,本文で最初に用いるときは,アラビア語と英語の双方による完全名称で記載するものとする。その後は,略称のみを示す。
- 3. ラテン語の用語が本文で繰り返される場合は、ラテン語の用語と同じアラビア語の 用語を用いる。
- 4. 国際純粋応用物理学連合(IUPAP)SUNAMCO委員会により承認され,連合文書第25号で 公表された記号,単位,名称及び基礎物理学定数を採用する。
- 5. 構造式, 化学式, 元素記号, 化合物及び名称を表記するためには, IUPACシステムに 基づいてラテン文字を用いる。化学名が表題に示される場合は, アラビア文字及び ラテン文字の双方で表記する。

6. 参考資料,調査書類,記事及び科学的書籍は,その原語で表記するものとする。

#### 第13条

- 1. 要約は、半頁を又は例外的な場合でも1頁を、超えてはならない。
- 2. 図面がある場合は、要約において、発明を示す図を引用し、図の番号を要約の末尾に記載する。
- 3. 要約中に前項に規定する図中の構成要素への言及がある場合において,当該構成要素を識別するためにその中で番号又は文字が用いられているとき,当該番号又は文字は,要約の本文中に括弧を付して記載する。
- 4. 発明の最も重要な構成要素及び発明の主たる用途の簡潔な説明に加え、技術分野を要約中に記載する。
- 5. 要約は、メディア及び研究で容易に参照するため、平易な言葉で書かれ、要約が取り扱う技術的課題に対して明確な概念を提供するものとする。ただし、要約をクレームの解釈に用いてはならない。
- 6. 発明の予想される意義,価値又は利点に言及してはならない。
- 7. (有する場合)要約の英語版を添付する。

#### 第14条

詳細な説明には、次の部分を含めるものとする。

- 1. **発明の背景**: 発明の技術分野を示すとともに、発明者が承知している文献を含む先 行技術の説明及び当該発明が克服を求められている先行技術水準に関する課題が含 まれる。
- 2. 発明の一般的説明:先行技術と比較した発明の利点,克服しようとする困難又は課題及び発明の目的を示す。説明は、当該技術分野の平均的な知識を有する者が理解できる明確な態様によらなければならない。この欄は、通常、主要なクレームに関する。
- 3. 図面の簡単な説明:図及び(有する場合)その各断片についての簡単な説明を記載する。
- 4. **詳細な説明**: 発明の説明は、当該技術分野の平均的な者が発明を実施できる程度に 明瞭かつ十分でなければならず、発明及びその産業上の利用方法について、詳細な 説明が提供されなければならない。出願人は、出願日又は優先日において、発明者 により示された発明を実施するための最善の方法を示さなければならない。説明に は、添付された図面について詳細な言及も含まれなければならない。出願に遺伝子 配列が含まれている場合は、電子形式で別途添付しなければならない。

上記の部分は,「発明の背景」,「発明の一般的説明」,「図面の簡単な説明」及び 「詳細な説明」の見出しの下に順番に並べる。見出しを行の最初に記載し,下線を施す。 当該部分を新しい頁から始める必要はない。

#### 第15条

- 1. 出願には、少なくとも1の独立クレームを含まなければならない。他の従属及び独立 クレームを含めることができ、これらには連続番号を付さなければならない。ただ し、第1クレームは、請求される最も広い範囲として定義されるものであることを 条件とする。
- 2. クレームは、発明の主要な構成要素を含め、求められる保護の範囲の完全な定義を 与えるものでなければならない。また完全な説明において開示されたものと比較し て、範囲を特定するものでなければならない。
- 3. クレームは、明確で相互に連係していなければならず、かつ、絶対に必要な場合を除き、完全な説明又は図面を用いることなく保護の範囲を検証することを可能にする具体的態様で、発明の本質(利点ではなく)を明確化しなければならない。
- 4. クレームは、できる限り、保護の範囲中の新たな部分又は進歩性を特定する方法で記述する。例えば、保護されるべき発明は、その構成要素及び技術的態様を特定し、その後で「---を特徴とする」若しくは「---から成る改良」その他類似の文言を続け、次いで、当該発明を他の発明から区別する新規の又は革新的な側面を続けることによって定義されなければならない。
- 5. 出願に図面が含まれ、かつ、クレームにおいて1の図に存在する構成要素に言及している場合において、図にこれらの構成要素を識別するのに用いられる番号又は文字が含まれるときは、これらの番号又は文字は、構成要件の本文中に括弧を付して記載することができる。

#### 第16条

- 1. 図面は、複製するために明瞭かつ高品質な図面でなければならない。
- 2. 各頁には複数の図を含めて差し支えなく、かつ、必要な場合は、1の図を複数の頁に わたって示すことも可能である。ただし、1の図面を構成するために頁を容易に隣 り合わせに並べることができることを条件とする。
- 3. 図は、頁番号とは拘りなく個別の番号を付するものとし、かつ、できる限り連続番号に従って並べるよう注意しなければならない。図面中の図の構成要素の番号又は構成要素を特定するのに用いられる文字の大きさは、3 mm以上でなければならない。異なる図面において同一構成要素を特定する場合は、同一番号又は文字を用いるものとする。図面に陰を用いてはならず、太い黒線で表示し、断片は破線で強調する。
- 4. 図面には、説明のための語又はその他を記載してはならない。必要な場合、主要な特徴の一部を説明するために、若干の語を用いることができる。

#### 第17条 出願のその他の添付書類

出願人は、同一発明について他の庁による審査及び調査報告の写しを、先に行った出願 又は他の庁により既に付与されている特許の写しとともに庁に提出しなければならない。

#### 第2節 集積回路の配置設計証書出願に係る条件及び規定

#### 第18条

- 1. 集積回路の配置設計証書出願を提出すること。
- 2. 集積回路が果たす電子的機能を定義する情報を含む設計の簡潔かつ正確な説明すること。
- 3. 設計の明瞭な図面又は画像を添付すること。集積回路の製造方法に関する図面又は画像の一部は、除外することができる。
- 4. 集積回路が商業利用の対象である場合において、庁が要求したときは、その見本を添付すること。
- 5. 提出書類は、原本又は権限を有する当局が認証したものでなければならない。
- 6. 出願時における出願手数料の納付すること。
- 7. 出願人は、出願に関する庁の要件をすべて充足しなければならない。

#### 第19条

配置設計証書出願には,次のとおり,明瞭に記入する。

- 1. 設計の名称:簡潔かつ的確でなければならない。
- 2. 最初の商業利用の日付及び場所:本情報は、当該設計が世界の何れかの場所で商業的に利用されたことがある場合に記入する。
- 3. 出願人の名称:個人の場合は、本人確認書類中の名称と同一でなければならない。 組織及び会社の場合は、公式名称と同一でなければならない。出願人が複数の場合は、 最初の出願人に関する情報をこの欄に記入し、残りの出願人に関する情報は、関連する 欄に記入する。庁と複数出願人との間の通信は、代理人がない場合は、最初の出願人を 通じて行う。
- 4. 設計考案者の名称: 名称は、本人確認書類に記載された名称と同一でなければならない。考案者が複数の場合は、最初の考案者に関する情報をこの欄に記入し、他の考案者に関する情報は、関連する欄に記入する。
- 5. **代理人の名称**:代理人の名称を記載する。当該代理人は、出願人が王国に所在する場合、公証人が発行した委任状により授権されなければならない。本人が王国外に所在する場合は、代理人は、権限を有する当局が発給し庁が受理可能な委任状を有していなければならない。出願人が王国外に所在する場合、権限を有する当局により承認され、かつ、王国の在外公館により認証された委任状を有することが必要である。代理人は、王国において当該業務を営むための免許を受けている証拠を添付するものとする。
- 6. 添付書類:書式の添付書類(図その他の添付書類)の表示及び頁番号は,数字及び文字で記載する。以前の商業利用の場合は,この点に関する添付書類を表示するものとする。

7. **宣言**:この宣言において、出願人又は代理人は、上記のすべての情報が真実であることを保証するものとし、誤った情報を提供した場合のすべての結果について責任を負うものとする。

# 第3節 植物特許出願に係る条件及び規定

#### 第20条

- 1. 植物特許出願を提出すること。
- 2. 技術説明書に記入し、関連する添付書類を同封すること。
- 3. 要約を添付すること。
- 4. 出願手数料を納付すること。
- 5. 品種を特定するために必要な場合,植物品種の写真又は図面及びその簡単な説明を 添付すること。
- 6. 保護出願は、1の品種に限定すること。
- 7. 技術説明用紙の背景は白色とすること。
- 8. 品種の技術説明に記載する植物品種の名称は、書式及びその他の公式書類に記載する名称と同一でなければならない。
- 9. 提出する書類は、権限を有する当局により認証された原本又はその写しとする。
- 10. 出願人は、出願に関する庁の要件をすべて充足しなければならない。

#### 第21条

植物特許出願は、明瞭に記入し、出願人の名称、植物育成者の名称並びに優先権及び開 示に関する英語による情報を付加することが望ましい。

- 1. 植物品種の名称又は提案された名称:品種の名称を記載する。名称がない場合は、 提案された品種の名称又は植物育成者を指す暫定名称を提示する。植物品種の名称は、 意味の有無に拘らず、1語、語及び数字の群又は文字及び数字の群により構成すること ができる。ただし、名称の構成要素により当該品種を識別することが可能であることを 条件とする。
- 2. **属及び種**:学名の表記規則に従って、品種の属及び種をラテン語によりイタリック体で又は下線を施して記載することにより、品種の学名を記載する。
- 3. 一般名又は商業上の名称:当該品種に一般名又は商業上の名称がある場合は、アラビア語、英語又はラテン語で記載する。
- 4. 出願人の名称:個人の場合は、本人確認書類中の名称と同一でなければならない。 組織及び会社の場合は、公式名称と同一でなければならない。出願人が複数の場合は、 最初の出願人に関する情報をこの欄に記入し、残りの出願人に関する情報は、関連する 欄に記入する。庁と複数出願人との間の通信は、代理人がない場合は、最初の出願人を 通じて行う。

- 5. 植物育成者の名称: 植物育成者の名称は、本人確認書類中の名称と同一でなければならない。当該植物の育成に実際に参加した育成者が複数の場合は、最初の育成者に関する情報をこの欄に記載するものとし、残りの育成者に関する情報は、関連する欄に記載する。
- 6. 代理人の名称:代理人の名称を記載する。当該代理人は、出願人が王国に所在する場合、公証人が発行した委任状により授権されなければならない。本人が王国外に所在する場合は、代理人は、権限を有する当局が発給し庁が受理可能な委任状を有していなければならない。出願人が王国外に所在する場合、権限を有する当局により承認され、かつ、王国の在外公館により認証された委任状を有することが必要である。代理人は、王国において当該業務を営むための免許を受けている証拠を添付するものとする。
- 7. **添付書類**:書式の添付書類(当該品種の技術説明及びその他の添付書類)の表示及びそれらの頁番号は、数字及び文字により記入する。優先権主張の場合は、この点に関する添付書類を表示するものとする。
- 8. 優先権及び開示に係る情報:当該植物品種が以前開示若しくは販売されていた場合 又は繁殖材料が以前販売されていた場合は、開示の日及び理由を示す書類を添付する。 優先権主張の場合は、次の事項を記載する。優先権に関する情報(国名、出願の日付及 び番号)、公開の日付並びに(有する場合)植物特許の番号(植物育成者に対する特許付 与番号)及び日付。先の出願の認証謄本及びその翻訳文を3月以内に提出しなければなら ない。如何なる場合にも、他の国際条約によって発行された関連する決定は、王国がそ の締約国である限り適用される。
- 9. その他の先の複数の出願に関する情報 (国名,出願日,出願番号及び公開日)並びにある場合は,植物特許番号 (植物育成者に対する付与特許番号)及び日付も提出しなければならない。
- 10. **宣言**: この宣言において、出願人又は代理人は、上記のすべての情報が真実であることを保証するものとし、誤った情報を提供した場合のすべての結果について責任を負うものとする。

#### 第22条

品種の技術説明を提出する際は,次のものを含める。

- 1. 品種の名称
- 2. 学名の表記規則に従って、品種の属及び種をラテン語によりイタリック体で又は下線を施して記載することにより、品種の学名を記載する。
- 3. 品種の起源及び育成方法並びに当該品種が遺伝子工学によるものであるか否かの完全な開示。
- 4. 当該品種を育成するのに用いられた選抜及び繁殖過程の連続段階についての詳細な 説明
- 5. 品種の特性における変異の度合いを示す品種の均一性の証拠

- 6. 品種の安定性についての陳述であって、その過程で区別性を有する特徴の何れも変化しなかった繁殖の周期の数、繁殖過程及びその反復の間に認められた変化並びに認められ又は予測された混同の反復を示すもの
- 7. 当該品種が区別性を有する旨の陳述であって、当該品種が同一の種を起源とする他の品種と如何に識別されるかを明瞭に示すもの。当該品種と他の品種との間に類似性がある場合、出願人は、品種間の相違を詳細に説明することによりこれらの品種を特定しなければならない。当該品種の区別性を極めて明瞭に示すのに有益な場合は、当該品種の繁殖材料の標本若しくは他の植物標本又は写真を提出する。
- 8. 当該品種を識別するのに当該品種の図面が必要な場合は、当該品種の図面、及び(有する場合)その簡潔な説明
- 9. 当該植物又はその主要部分の画像。特に観賞用植物又は未知の植物の場合
- 10. 測定値はメートル法により、温度は摂氏による。他の単位は、括弧を付して後に記載することができる。

#### 第23条

- 1. 要約には、品種の名称、親品種の名称及び育種方法の概要を含める。
- 2. 要約は、品種及び当該品種に最も類似する品種と如何に区別されるかについての明確な理解を与えるために、簡単な言葉で記載しなければならない。
- 3. 要約においては、植物品種の一般的な図を参照するものとする。
- 4. 要約における植物品種の名称は、願書(アラビア語/英語)に記載された名称と同一とする。
- 5. 要約は、頁の半分を超えてはならず、例外的な場合でも1頁を超えてはならない。

#### 第24条

- 1. 写真及び図面は、鮮明で、影がなく、背景がなく、高品質であり、複製されていてはならない。
- 2. 写真及び図面の番号は、順番に並べ、図面の構成要素を区別するために記載する。
- 3. 主要図は、別の頁に掲載しなければならない。

#### 第25条

- 1. 出願人は、同一の植物品種に関して、外国の機関によって付与された、審査報告書及び調査報告書並びに出願又は植物特許(植物育成者権)の写しを庁に提出することができる。
- 2. 出願人は,指令の通知日から3月以内に,同一の植物品種に関する取引許可,審査報告若しくは調査報告の写し,出願書類又は植物特許(植物育成者権)を庁に提出しなければならない。出願人がこれらの要件を充足しない場合,指定された期間内に庁が認容する充足しない理由を示さない限り,当該出願は拒絶される。

#### 第26条

庁は、法の適用の初年度に15種類の品種を保護し、それらの一覧を発行する。新たな品種は、必要と能力に応じて、毎年当該一覧に追加される。

# 第4節 工業意匠証書出願に係る条件及び規定

#### 第27条

- 1. 工業意匠証書出願には、意匠のデータ及び他の関連する添付書類を含め、明瞭に記載されていなければならない。
- 2. 保護を求める意匠の写真及び図面は、7枚以内を添付すること。
- 3. 保護出願は、1の意匠に限定される。
- 4. 提出する書類は、権限を有する当局により認証された原本又はその写しでなければならない。
- 5. 出願手数料を納付すること。
- 6. 出願人は、出願に関する庁の要件をすべて充足しなければならない。

#### 第28条

工業意匠証書出願は、次のとおり明瞭に記入しなければならない。

- 1. 出願人の名称:名称は、本人確認書類中の名称と同一でなければならない。組織及び会社の場合は、公式名称と同一でなければならない。出願人が複数の場合は、最初の出願人に関する情報をこの欄に記入し、残りの出願人に関する情報は、関連する欄に記入する。庁と複数出願人との間の通信は、代理人がない場合は、最初の出願人を通じて行う。
- 2. **創作者の名称**: 創作者の名称は、本人確認書類中の名称と同一でなければならない。 創作者が複数の場合は、最初の創作者に関する情報をこの欄に記載するものとし、残り の創作者に関する情報は、関連する欄に記載する。
- 3. 代理人の名称:代理人の名称を記載する。当該代理人は、出願人が王国に所在する場合、公証人が発行した委任状により授権されなければならない。本人が王国外に所在する場合は、代理人は、権限を有する当局が発給し庁が受理可能な委任状を有していなければならない。出願人が王国外に所在する場合、権限を有する当局により承認され、かつ、王国の在外公館により認証された委任状を有することが必要である。代理人は、王国において当該業務を営むための免許を受けている証拠を添付するものとする。
- **4. 工業意匠の説明**:工業意匠は、同封の各図(画像又は図面)を又はできる限り簡潔な 一般的な説明を記載することにより、書面にて説明される。
- 5. **物品の種類**:工業意匠が使用される物品の種類は、国際意匠分類(ロカルノ)に従って簡潔かつ具体的に記載する。

6. 分類:工業意匠の分類は,該当する場合には,国際工業意匠分類(ロカルノ)に従って記載する。

#### 7. 優先権及び開示情報

工業意匠が公式博覧会に展示されたことがあり、又は他の方法で以前公衆に開示されていた場合は、展示又は開示の日を示すために必要な書類を同封する。出願人がパリ同盟国の1において国民又は居住者であるか又は実際に活動している工業会社若しくは商業会社を所有しており、かつ、以前同盟国の1において提出された出願の優先権を主張することを希望する場合は、優先出願に関するデータ(国、出願番号及び出願日)、並びに(有する場合)証明書の番号及び日付並びに(有する場合)分類を記載する。先の出願の認証された写し及びその翻訳文を3月以内に提出する。

如何なる場合も、他の国際条約によって発行された関連する決定は、王国がその締約国 である限り適用される。

先の出願に関する情報(国名,出願日,出願番号)並びにある場合は,証明書番号及び日付も同封しなければならない。

- 8. 添付書類:様式の添付資料(図及びその他の添付書類)の表示及びそれらの頁番号は、数字及び文字で記載する。優先権主張の場合は、この点に関連する添付書類に言及する。
- 9. 宣言:この宣言において、出願人又は代理人は、上記のすべての情報が真実であることを保証するものとし、誤った情報を提供した場合のすべての結果について責任を負うものとする。

#### 第29条

出願時に同封された図に基づいて保護の範囲が決定されることを考慮に入れて、出願には、次の事項を遵守し、工業意匠のすべての部分を示す図面又は写真を含めなければならない。

- 1. 工業意匠の中の特定の色彩の保護を希望する場合は、図は色彩を用いて示す。
- 2. 工業意匠に保護を求めていない図又は部分がある場合は、これを破線で示す。
- 3. 1つの工業意匠について複数の図が示されているときは、これらの図の共通の要素を 保護の範囲とする。
- 4. 図は、A4判の紙面を用い、その寸法は、最小40mm×40mm、最大252mm×165mmとする。1頁に複数の図を含めることができる。
- 5. 図は、同封されたものが公開されるため、明瞭であって、かつ、保護を求めている 工業意匠を識別できる特徴を示すものでなければならない。
- 6. 図には、説明のための如何なる語も含めてはならない。
- 7. 図には、図の下に連番を付すものとする。

# 第3章 優先権及び開示の規定

#### 第30条

- 1. パリ同盟又は王国が締約国である国際協定の加盟国の国内官庁又は地域機関における先の出願は、優先権を生じさせるものとして認められる。
- 2. 優先期間は、最初の出願の日から開始する。出願日は、当該期間に算入しない。
- 3. 優先期間の最終日が公休日又は庁が出願受理のために開かれない日に当たる場合,期間は、その後の最初の就業日まで延長される。
- 4. 優先権を主張する出願人は、先の出願の番号及び特許出願又は工業意匠証書出願の 分類コードの庁への提出を、出願日から3月を超えない猶予期間に遅らせることが できる。
- 5. 優先権を主張する出願人が所定の猶予期間内に先の出願の認証謄本及びその翻訳文を提出しない場合は、その優先権は失効し、かつ、その旨が庁の登録簿に記載される。

#### 第31条

- 1. 次の場合,発明及び工業意匠の開示は、先行技術の一部とみなされない。
- A. 出願人又はその前権利者に対する濫用行為のために、出願日又は優先権主張の日に 先立つ6月の間に開示が生じた場合
- B. 特許出願に先立つ1年の間又は工業意匠証書出願の日に先立つ6月の間に、パリ同盟 国の1における公認の国際博覧会での展示の結果として開示が生じた場合
- 2. 出願人が公認の博覧会で展示することを意図する製品に係る発明又は工業意匠についての仮保護の取得を希望する場合,出願人は,発明又は工業意匠の簡潔な陳述,図面及び関係する製品についての陳述を同封した上で,庁に申請するものとする。庁は,必要と考えるその他のデータを提出するよう出願人に要求することができる。王国外で展示された製品に関しては,展示された製品,そのデータ及び展示日を明記した,当局により認証された証明書を提出する。
- 3. 前記2項に規定する期間は、法第10条に規定する優先権の期間の延長を伴わない。

#### 第32条

- 1. 庁は、次に従うことを条件として、優先権主張を補正又は追加することができる。
- A. 優先期間の満了日から2月以内に、優先権主張を補正又は追加するための請願書を庁に提出すること。
- B. 優先権が補正又は追加される出願は、優先権主張日又は追加の優先権主張日の満了 日から2月以内に提出されなければならない。
- C. 優先期間を遵守しなかった理由を提供し、遵守しなかったことが意図的ではなく、 管理できない理由によるものであり、勤勉に実施したことを証明すること。
- D. 請願提出手数料の納付すること。

- 2. 庁が請願書に記載された理由を受理した場合、優先権主張は補正又は追加され、出願人に通知される。
- 3. 庁は、請願書に記載された理由の全部又は一部を却下する場合には、予想される却下決定を請願者に通知する。請願者は、予想される却下決定に対して、通知日から1月以内に回答することができる。
- 4. 請願の却下は、請願手数料の返還を伴なわない。

### 第33条

他の国における植物特許出願又は当該国で取引が許可された品種一覧に存在する品種の 登録出願は、出願の対象である品種を出願日から周知とみなされる。ただし、当該出願 が植物特許の登録又は一覧への記入に至ることを条件とする。当該品種はまた、現に利 用されており、庁により公認された専門機関により維持される品種一覧に登録されてお り、又は参考所蔵物に含められている場合、当該品種は周知とみなされる。

# 第4章 保護出願の補正及び取下の規定

#### 第34条

- 1. 出願人又は庁の要請により行う保護出願への補正又は追加は、出願時に出願において開示されたものを超えてはならず、かつ、所定の手数料を納付することを条件とする。
- 2. 工業意匠証書出願に含まれる図面の補正の場合、補正の日が出願日とみなされる。
- 3. 特許出願人は、保護要件を取下又は追加することができる。ただし、これは、発明の単一性が変更されないことを条件とする。
- 4. 保護を求める出願人は、出願における記載又は計算の誤りを無料で補正することができ、かつ、出願において示したデータの変更を請求することができる。
- 5. 保護を求める出願人は、出願について最終的な決定が下されていない限り、出願を 取り下げることができる。取下の請求は、最終的かつ無条件のものでなければなら ない。
- 6. 保護出願を複数の者が出願する場合の取下の請求は、これらの者すべてが署名しない限り、受理されない。

#### 第35条

特許出願人は、出願が複数の発明を含んでいる旨を示す実体審査の結果として、自己の裁量で又は庁の指令に応じて、その出願をいくつかの分割出願に分割する場合、原出願に含まれる発明を特定しなければならない。出願人は、分割された他の発明を新規出願についての規定が適用される独立出願としても提出することができる。これらの出願は、原出願の出願日を維持し、かつ、(有する場合)優先権を享受する。

# 第5章 方式審査及び実体審査の規定

#### 第36条

- 1. 登録された出願は、各保護対象について法第8条及び本規則第2章の各条に規定する 方式条件を充足することを確認するために審査される。方式審査により所定の条件 の一部が充足しないことが判明した場合、出願人は、その旨の通知日から90日以内 に、これらを充足することが求められる。
- 2. 庁は、方式審査により法的に規定された要件が充足されていると認められる場合、 手続を進める。

#### 第37条

- 1. 庁は、3月以内に所定の公告手数料の納付を出願人に通知する。当該期間内に出願人 が納付しなかった場合、出願は拒絶され、このことが公報に公告される。出願が当 該期間内の経過前に出願を取り下げられた場合、当該出願は公告することはできな い。
- 2. 庁は、特許出願又は植物特許出願の実体審査に必要な経費を査定する。出願人は、 通知日から3月以内に当該費用を納付しなければならない。納付しなかった場合、 出願は拒絶され、このことが登録簿に記載され、かつ、公報に公告される。
- 3. 上記の費用が納付されたとき、庁は、特許又は植物特許出願の実体審査を行う。

#### 第38条

庁は、特許出願が法第4条、第43条、第44条、第45条及び第46条に規定する条件並びに 第2章の規定を含む本規則に定める規定を満たすことを確認する目的で、特許出願の実 体審査を行う。庁は、この目的で、次のことを行うことができる。

- A. 発明の本質的な構成要素を定めるために、クレーム、明細書及び図面を審査する。
- B. 国際特許分類に従って出願を分類すること
- C. 発明の単一性を判断する。
- D. データベース又は他の情報源により発明に関係する文献を定める。
- E. 当該発明に最も近い文献を, 発明との比較を通じて特定する。
- F. 当該発明と最も近い文献との比較を通じて, 新規性を判断する。
- G. 関連文献に基づく,通常の技術者が有する知識を適用することにより,進歩性を判断する。
- H. 発明の産業上の利用可能性を判断する。

庁は、出願が規定された条件並びに必要な説明及び補正を充足するか否かについての庁 の意見を含む実体審査報告書を作成する。

#### 第39条

庁は、植物特許出願が法第4条、第54条及び第55条に規定する条件並びに第2章を含む本規則に定める規定を満たすことを確認する目的で、当該出願の実体審査を行う。庁は、この目的で、次のことを行うことができる。

- A. 当該品種が特定された植物の分類群に属することを確認すること。属していない場合,出願人は通知を受け、かつ、補正のために30日の期間を与えられる。補正をしないときは、出願は拒絶される。
- B. 当該品種が新規であることを確認すること。
- C. 当該品種が区別性,均一性及び安定性を有していることを確認するために,次に従って当該品種の技的審査を行うこと。
- 1. 以前王国外でなされたことのない出願は、区別性、均一性及び安定性についての審査を行うためにUPOV(植物の新品種の保護に関する国際同盟)審査基準に従って、 庁又は庁により指定された王国又は外国の機関により審査される。一覧に載っていない品種については、利用可能な資料に基づいて審査する。
- 2. 以前王国外でなされ、かつ、王国外で審査されたか又は審査予定の出願については、 審査が王国の環境条件に見合う環境条件において行われた場合、庁は、その審査結 果を利用し、かつ、採用することができる。

庁は、出願が規定された条件並びに必要な説明及び補正を充足するか否かについての庁 の意見を含む実体審査報告書を作成する。

# 第40条

- 1. 植物品種の技術的審査は、直近の発芽に適した時期に行う。
- 2. 出願人は、発芽日に十分先立って、情報及び審査材料を庁又は庁が指定する機関に提供しなければならない。庁は、各植物品種に関する指示に従って審査を行う目的で標本の仕様を定める。
- 3. 審査の目的で出願人が提供した材料は、庁が特に要求しない限り、特別に処理されていてはならない。
- 4. 法第58条(d)の規定の適用上、庁は、国内市場から当該植物品種の標本を取得することができる。

#### 第41条

- 1. 植物特許出願に記載された名称が、所定の条件を満たす場合は、公告される。利害 関係人は、公告の日から3月以内に、当該名称に異議を申し立てることができる。
- 2. 名称が規定された条件を満たさない場合は、出願人にそのことが通知され、かつ、 代わりの名称を提示するために3月が与えられる。出願人が提示しなかった場合又 は代わりの名称が所定の条件に従っていなかった場合、出願は拒絶される。受理さ れた場合、名称は登録され、先の名称は取り消され、このことが公告される。
- 3. 出願人は、提示した名称が商標その他を侵害することが証明された場合、3月以内に 当該名称を変更しなければならない。
- 4. 王国又はその他の国において品種の名称が使用され、提案され又は登録された場合は、当該名称が拒絶されない限り、庁のすべての手続において当該名称を使用しなければならない。

5. 保護品種の繁殖材料について,販売を申出,販売し又はその他の方法で市場に出す者は,当該品種の名称を使用しなければならない。この義務は,植物特許の権利が失われても引き続き効力を有する。保護品種を市場に出し又は展示する場合において,容易に区別可能であるときは,商標,商号又は類似のものを保護品種の登録名称と結び付けることができる。

#### 第42条

- 1. 植物品種の名称は、次の場合、登録が拒絶される。
- A. 本規則第21条1の規定に従っていない場合
- B. 特に区別性又は言語上の妥当性が欠如するため、品種の特定に適当でない場合
- C. イスラム法又は公の規範に違背する場合
- D. 種, 品質, 数量, 用途, 評価, 地理的原産地又は生産期間を判断するために品種及び種子の分野において用いられることがある標章及びデータのみから構成される場合
- E. 当該品種の特性,評価若しくは地理的原産地について又は当該品種と個人(特に植物育成者若しくは出願人)との関係について誤解又は混同を生じさせる場合
- F. 同一の種又はそれと強い関係がある種に属する以前の品種について、混同を生じさせる態様で、王国又は他の国において提案された名称と同一であり又は類似する場合。ただし、以前の品種の利用が終止している場合はこの限りでない。
- 2. 名称は、法又は本規則の何れかの規定に違反する場合、取り消される。庁は、出願人又は植物特許の所有者に取消の決定を通知し、出願人又は植物特許の所有者は、新しい名称を提案しなければならない。規則第39条に規定する手続が適用される。

#### 第43条

- 1. 庁は、提出された出願の実体審査をする過程において、他の特許庁が発行した調査報告、実体審査報告及び保護証書を利用することができる。
- 2. 委員会は、保護対象が侵害されている又は保護対象の侵害が急迫している旨の出願人の請求に基づき、保護証書出願の審査を迅速に行うことを庁に要求することができる。出願人は、審査を迅速に行うことを求める自らの請求を裏付ける資料及び自らの主張が真正であることを証明するために委員会が出願人に要求するその他の書類を委員会に提供しなければならない。

#### 第44条

- 1. 庁は、最初の実体審査報告書を含め、実体審査の結果を出願人に通知する。出願人は、報告に沿った出願の補正を庁に提出する。出願人は、報告中の何れかの事項に同意しない場合、その根拠を提示する。
- 2. 庁は、出願人が提示した補正又は根拠に納得した場合、付与手続を進める。庁が逆の判断をした場合は、第2の実体審査報告書を出願人に通知し、出願人は、当該報告書に沿った出願の補正を庁に提出しなければならない。出願人は、当該報告書に

記載される何れかの事項に同意しない場合は、その根拠を提示するものとする。出願が既に開示されている主題又は保護から除外された主題に関する場合、庁は、最初の実体審査報告書を採択し、出願を拒絶する決定を下すことができる。

- 3. 庁は、出願人が提示した補正又は根拠に納得した場合、付与手続を進めるものとし、 逆の判断をした場合、出願を拒絶する決定を発出する。
- 4. 出願人は、庁から送付された通知にその日付から3月以内に応答しなければならない。 所定の期間内に応答がない場合は、出願は拒絶される。

#### 第45条

庁は、出願人が提示した情報に基づいて、工業意匠が新規であり、法第4条の規定に違 反しておらず、他人の所有する商標、旗又は記章を含んでいないことを確認することが できる。

# 第6章 付与, 拒絶及び無効の規則

#### 第46条

- 1. 庁は、保護出願が所定の条件を充足していることを確認した場合、そのことを出願人に通知し、かつ、3月以内に付与及び公告手数料の納付を出願人に指令する。納付された場合、庁は、保護証書を発行し、これを公報に公告する。出願人が所定の期間内に納付しなかった場合は、出願は拒絶される。
- 2. 庁は、保護出願が所定の条件を充足していない場合、拒絶する理由を付して当該出願を拒絶する。当該決定は出願人に通知され、かつ、公報に公告される。

# 第47条

- A. 特許書類の第1頁には、少なくとも次の情報を記載する。
- 1. 発明者の名称
- 2. 特許所有者の名称
- 3. 特許所有者の宛先
- 4. 代理人の名称
- 5. 出願番号
- 6. 出願日
- 7. 特許番号
- 8. 付与日
- 9. 優先権情報(出願番号,優先日及び優先国)
- 10. 公告番号及び公告日
- 11. 国際特許分類 (IPC)
- 12. 引用文献
- 13. 発明の名称
- 14. 要約
- 15. 審査官の名称
- B. 集積回路の配置設計証書の第1頁には、少なくとも次の情報を記載する。
- 1. 設計考案者の名称
- 2. 証書の所有者の名称
- 3. 証書の所有者の宛先
- 4. 代理人の名称
- 5. 出願番号
- 6. 出願日
- 7. 証書番号
- 8. 付与日
- 9. 商業利用の開始日及び場所
- 10. 設計の名称
- 11. 簡潔な説明
- 12. 設計図面

- C. 植物特許書類の第1頁には、少なくとも次の情報を記載する。
- 1. 植物育成者の名称
- 2. 植物特許の所有者の名称
- 3. 植物特許の所有者の宛先
- 4. 代理人の名称
- 5. 出願番号
- 6. 出願日
- 7. 植物特許番号
- 8. 付与日
- 9. 優先権情報(出願番号,優先日及び優先国)
- 10. 属名及び種
- 11. 一般名又は商業上の名称
- 12. 要約
- 13. 審査官の名称
- D. 工業意匠証書の第1頁には、少なくとも次の情報を記載する。
- 1. 意匠創作者の名称
- 2. 証明書の所有者の名称
- 3. 証明書の所有者の宛先
- 4. 代理人の名称
- 5. 出願番号
- 6. 出願日
- 7. 証明書番号
- 8. 付与日
- 9. 優先権情報(出願番号,優先日及び優先国)
- 10. 意匠の数
- 11. 技術情報

#### 第48条

保護証書を全面的に又は部分的に無効にする根拠は次のとおりである。

- 1. 特許の場合, 法第4条, 第43条, 第44条及び第45条並びに本規則第14条第4項の規定の違反
- 2. 集積回路の配置設計証書の場合, 法第2条, 第4条, 第49条及び第50条の規定の違反
- 3. 植物特許の場合、法第4条、第54条及び第55条の規定の違反
- 4. 工業意匠証書の場合, 法第2条, 第4条及び第59条並びに本規則第45条の違反

委員会は、登録及び公告のために発行された保護証書を無効にしたとき、最終決定を庁に通知する。

# 第7章 特許出願手続の再開及び期限延長の規定

#### 第49条

- 1. 出願人の管理の及ばない事情により所定の期間内に当該出願の要件を遵守せず、結果として拒絶又は失効した出願について、出願人は、次の方法により出願手続の再開を請求することができる。
- A. 不遵守の理由が解消した後2月以内又は決定発行日後12月以内の何れか早い方に、庁 に出願手続の再開を求める請願書を提出すること。
- B. 所定の期間内に要件を遵守しなかった理由を同封し、遵守しなかったことが意図的ではないこと又は勤勉に実施したにも拘らず自己の管理の及ばない状況であったことを立証すること。
- C. 請願請求手数料を納付すること。
- 2. 庁は、請願の理由及びその正当性の根拠を受理した場合、その旨を出願人に通知する。出願人は、当該通知から1月以内に要件を充足させ、その後、出願手続を再開する。
- 3. 庁は、請願の理由及びその正当性の全部又は一部を却下する場合、却下理由通知を出願人に送付する。出願人は、通知日から1月以内に、却下理由に関する意見を提出することができる。
- 4. 請願が却下された場合,請願請求手数料は返還されない。
- 5. 出願人は、同一の手続について再度、請願することはできない。

#### 第50条

出願人は、所定の期間内に要件を充足することができない場合、年金納付のための所定の期間を除き、次の条件に従うことで、本法及び本規則に規定する所定の期間を当初の期間満了から更に2月の延長申請を提出することができる。

- 1. 当初の所定期間の満了前に、所定の様式により申請をすること。
- 2. 延長申請手数料を納付すること。
- 3. 延長申請が却下された場合,延長申請手数料は返還されない。
- 4. 出願人は、同一の期間について再度、申請することはできない。

#### 第8章 侵害及び利用の規定

### 第51条

次の行為は、特許の侵害とはみなされない。

- 1. パリ同盟の他の国の船舶が一時的に又は偶然に王国の領海に入った場合,当該船舶 (船体であるか,船舶の機械若しくは装置であるか又は船舶の何らかの一部である かを問わない。)における特許の対象である方法の実施。ただし,これら方法の実 施がすべて当該船舶に必要であることを条件とする。
- 2. パリ同盟の他の国に属する航空機又は車両が一時的若しくは偶然に王国に入った場合の当該航空機又は車両の構造若しくは操作における,又はその一部における特許の対象である装置の使用。

### 第52条

発明を実施するために政府機関により行われる強制ライセンスの申請には、公共の利益 を正当化するための陳述を含めなければならない。当該正当化は、ライセンスを認める 決定において陳述されなければならない。

# 第9章 国家安全保障の関連出願

#### 第53条

国家安全保障に関連する出願手続は、次のとおりである。

- 1. 軍人及び文民を問わず、自己の職務遂行中に国家安全保障特許を受けることができる発明を見出したすべての政府職員は、関係政府機関の承認を受け、自己の発明及びそれから生じるすべての利益を当該機関に譲渡しなければならない。
- 2. 前記の者以外であっても、国家安全保障特許を受けることができる発明を見出した者は、関係政府機関の承認の上、自己の発明及びそれから生じるすべての利益を当該機関に譲渡しなければならない。当該機関は、その者に公正な補償を支払わなければならない。
- 3. 前2項の規定を適用して上記の権利を関係政府機関に譲渡する者及びその譲渡を知る者すべては、特許を受けることができる発明及びその譲渡を秘密にしなければならず、許可を受けた者以外にこれを開示してはならない。
- 4. 関係政府機関は、発明者から必要な譲渡を受けた後、庁に対し、すべての発明の特許を求める出願をするとともに、当該出願を秘密にしておくことを求める請求書を出願に同封することができる。庁は、出願に関連するすべての通常の手続を適用するものとし、かつ、出願に関する情報を公表しないことを約束する。
- 5. 出願,明細書,図面,補正書,特許及びこれらの写しは,封印し,捺印したファイルに保管し,かつ,保護の全期間を通じて,関係政府機関が自由に利用することができる。当該ファイルは関係政府機関又はその命令によってのみ,開示することができる。
- 6. 封印し捺印したファイルの内容は、如何なる事情があっても、公表され又は他の者による閲覧に供されてはならない。
- 7. 封印し、捺印したファイルは、保護期間中のいつでも、関係政府機関が送付先として要求した者に交付される。当該ファイルは、返却時に封印され、捺印される。
- 8. 発明の保護期間満了後、封印し、捺印したファイルを関係政府機関に送付する。
- 9. 本条に従って特許を付与する決定の撤回を求める申請は、関係政府機関の承認がある場合を除き、受理してはならない。
- 10. 当該特許に関連する侵害訴訟は提起することができない。

- 11. 国家安全保障に関する特許について、保護対象の審査を目的とする関係政府機関との通信及び当該機関が当該目的で講じた措置は、開示又は利用とはみなされず、保護証書の権利に影響を与えないものとする。
- 12. 庁が、保護出願が国家安全保障に関連し、かつ、関係政府機関に譲渡されておらず、国家安全保障上の目的でその公開禁止が決定する場合は、当該出願が関係政府機関にライセンスされたものとして扱うよう命じることができる。

#### 第10章 委員会に関する規定

#### 第54条

委員会との通信は、所定の宛先にて委員長宛に直接送付する。

#### 第55条

訴訟は,以下を含むことを前提として,原本1及び関係訴訟当事者の数と同数の写しによる請願書を,委員会の事務局あてに郵送により又は委員会が受理可能なその他の方法により,委員会に提出される。

- 1. 原告の完全名称,職業又は地位,居所,本人確認書類の番号・提出日・提出場所, 郵便私書箱番号・電話及びファクス番号を含む宛先,商号並びに当人と連絡を取る ことのできるその他の手段,更に(有する場合)代理人についての同様のデータ。
- 2. 被告の完全名称,職業又は地位,居所,郵便私書箱番号・電話及びファクス番号を 含む宛先,商号並びに当人と連絡を取ることのできるその他の手段
- 3. 訴訟の内容の陳述
- 4. 法的根拠及び裏付証拠の陳述

#### 第56条

通知は、訴状の写しとともに被告の宛先に送付する。通知は、原本1及び写しからなる。被告が複数いる場合、写しの数は被告と同数とする。通知には、次の事項を含める者とする。

- 1. 通知の件名及び日付
- 2. 原告の完全名称,職業又は地位,居所,並びに原告の代理人の完全名称,職業又は地位及び居所
- 3. 通知の名宛人の完全名称, 職業又は地位及び居所

#### 第57条

訴訟当事者は、次のとおり、委員会に提起された訴訟について通知される。

- 1. 通知の写しが,通知の名宛人に対し居所又は(有する場合)就業場所に送付される。 そうでないときは、当該人の居住地において発見された者又は居所を共有する者に 送付される。何人も発見されない場合又は発見された者が通知の受領を拒否した場 合,通知は当該地区長又は場合に応じて警察署に届ける。
- 2. 政府機関の場合は、当該機関の長又は副長に送付する。
- 3. 会社及び民間事業所の場合,通知は,共同パートナーの1,取締役会の議長若しくは代表又は民間事業所の所有者若しくはその代表に送付される。
- 4. 王国に支店又は代理店を置く外国の会社の場合,通知は,支店又は代理店の管理者に送付される。
- 5. 王国外に居住する者の場合,外務省を通じて通知される。この場合,通知の送付を 証明する応答を受領すれば足りる。
- 6. 軍人及び軍当局の職員の場合,通知は、その勤務場所に送付される。
- 7. 囚人の場合は、通知は、刑務所長に送付される。

通知は、居所又は就業場所以外であっても、通知が名宛人に届けられた場合は、法的に 有効である。通知は、すべての場合に、書留郵便で送付することができ、このような通 知は、法的に有効である。

#### 第58条

委員会は、提出された訴訟に関して発出したすべての裁定及び決定を庁に通知する。

#### 第59条

委員会は、請願書が提示されたときは直ちに、被告に対して予防的かつ暫定的な処置を 取ることができる。ただし、敗訴のときに被告の権利を保護するため、委員会が決定す る担保を、原告が供託することを条件とする。

# 第60条

委員会が専門機関の助力を求めることを決定した場合は、訴訟当事者の何れかに対し、一定の期間内に、当該専門能力の推定経費に等しい金額を、王国において公認された銀行により証明された小切手により預託するよう命じることができる。当該人が当該金額を委員会が定める期間内に預託しない場合、他の訴訟当事者は、事件が自己に有利に決定された場合の相手側当事者に対する償還請求権を害することなく、この金額を預託することができる。

# 第11章 特許協力条約 (PCT) に基づいて提出された出願に関する規定

#### 第61条

庁は、PCT及びその規則の規定に従って、出願の「受理官庁」としての義務を負う。

#### 第62条

庁が受理(出願受付)した国際出願は、PCT及びその規則の規定に従って処理する。

#### 第63条

サウジアラビア王国が保護対象として指定され、出願が国内段階に移行したとき、特許、 集積回路の回路配置、植物品種及び工業意匠に関する法律及びその施行規則が適用され る。

### 第64条

サウジアラビア王国が保護対象として指定され、出願が国内段階に移行した場合、サウジアラビア王国における出願日は、「受理官庁」が国際出願を受理した日(国際出願日)とする。

#### 第65条

サウジアラビア王国が保護対象として指定され、出願が国内段階に移行した場合、国際 出願日から当該出願の年次手数料を納付しなければならない。出願人は、最初の納付期 日に前年の手数料を納付するものとする。法で定められた期間内に納付されない場合、 納付金額は倍額となる。

#### 第12章 最終規定

#### 第66条

本規則の必要な改正は、委員会によって委員会によって発令される。

#### 第67条

本規則の規定は、官報における公告から30日後に発効する。

#### 本規則が規定する手数料表※

番号	手数料明細	個人	組織
1	優先権の補正又は追加	400	800
2	出願手続再開の請願	1000	2000
3	期限の延長	300	600

<sup>\*</sup>サウジリアル